令和５年（２０２３年）１１月２４日
教　育　委　員　会　資　料
教育委員会事務局子ども教育施設課

第七中学校校舎等整備基本構想・基本計画の策定について

１　第七中学校校舎等整備基本構想・基本計画（案）説明会の実施結果
　別添１のとおり

２　第七中学校校舎等整備基本構想・基本計画
　別添２のとおり

３　今後の予定

令和５年度～令和７年度	基本設計・実施設計
令和８年度～令和１０年度	新校舎整備工事
令和１１年度中	新校舎供用開始

別添１

第七中学校校舎等整備基本構想・基本計画（案）に係る説明会等の実施結果について

1　開催日時及び会場、参加人数

日　時	会　場	参加人数
11 月 7 日(火)18 時 30 分から 20 時 00 分まで	江古田区民活動センター	35 人
11 月 11 日(土)10 時 00 分から 11 時 30 分まで	沼袋区民活動センター	5 人

2　説明会等で寄せられた主な質問・意見について

	意見の概要	回答
1	校庭の広さはどうなるのか。	校庭は狭くなる。現在の校庭は約4,600㎡、新校舎は約4,250㎡を想定している。
2	北向きの校舎となるため、教室等が明るくないのではないか。光が入りやすい階段の設計など採光について検討しているのか。	文部科学省の公表資料では、近年の暑さのこともあり北向き教室を好事例として紹介しているものもある。最近の空調機器、照明機器は性能が高く、北向きでも適正な温度、明るさを保持できると考えている。区内で校舎棟が東向きの学校があるが、問題ないと聞いている。採光のことを含め、諸室の配置については、今後の設計作業の中でさらに検討していく。
3	校舎棟２階、３階のバルコニーには壁を設置するのか。バルコニーは生徒が経常的に利用する事を想定しているのか。騒がしくなることを懸念。	運用方法は学校によって異なるが、区内でバルコニーを導入した新築校の例からみて、３階以上のバルコニーを経常的に生徒が利用することは想定していない。 バルコニーは庇の役割（物が落下するのを防止）や避難通路の役割のほか、イベント時の観覧席としての利用も想定している。

4	屋上プールの直射日光の対策として、ひさし又は屋根を設置することを想定してるのか。	他区の小学校で採用事例のある遮熱膜での対応を想定している。材質は東京ドームの天井屋根のようなもので、折りたたみ式であり、暑さ対策、寒さ対策、視線対策の効果もあると考えている。 他の改築校でも導入を検討している。
5	敷地北側の防災倉庫・屋外トイレ・屋外倉庫の設置場所は確定なのか。必要なものなのか。サイズはどのようなものを想定しているのか。上に乗って近隣宅を覗かれるおそれがある。トイレに不審者が隠れやすく防犯上の心配がある。	倉庫等の位置については、今後設計作業の中で、近隣住民の意見も参考にして検討していく。 第七中学校は避難所ということもあり、また、地域開放時のことからも必要と考えている。サイズは現行と同等のものを想定している。
6	正門の位置は月極駐車場の前だが問題ないか。また、水害ハザードマップでは、正門付近は緑色（水深 0.5m～1.0m）だが問題ないか。	水害ハザードマップのことも含め、今後設計作業の中で検討していく。
7	正門付近の敷地東側道路について、７時３０分から９時００分まで通行規制があるが、緊急車両の通り道であり、新青梅街道に近い。安全性に問題はないか。	敷地東側道路の北部に消防署があることは把握している。そのことも踏まえ、今後設計作業の中で検討していく。
8	現校舎や改築後の校舎配置による騒音に関するデータ検証をしているのか。騒音対策、視線対策は設備的にどのようなものを考えているか。改築後の南側校舎側に音を逃がすしかけ、例えば南側校舎棟の一部を開けて風が抜けるようにできないか。	騒音に関する検証はこれからである。騒音対策、視線対策は、課題として認識している。区内の新築校の例では、①曇りガラス、②目隠しフェンス、音を吸収するフェンス、③植栽帯などを整備している。その他の方法も含め、今後設計作業の中で検討していく。
9	部活動の時間は定めているのか。騒々しくて辛い。テレワークをしているが部活動が終わる１８時００分以降に打合せをするようにしている。	部活動の時間帯は学校の運用による。

10	人工芝は、環境への負荷が大きいので、利便性だけでなく長期的な目線で何がよいか考えてほしい。 今年の７月、外気温が３５℃くらいのとき、人工芝導入校の人工芝で計測したところ表面温度が６２℃になり、天然芝導入校の天然芝で計測したところ３８℃だった。 天然芝の導入時には、東京都から補助金が交付されるとも聞いている。天然芝と人工芝において、維持管理費等も踏まえた費用対効果の検証はしているのか。	人工芝の教育的なメリットが大きいため、人工芝の導入について上位計画である小中学校施設整備計画で定めている。 メリットとして①雨天後すぐに使用できる。②近隣に砂が飛ばない。③下駄箱スペースがなくなり、その分教室等の教育活動スペースへ転用できる。④履き替え時の滞留がなくなり感染症対策に効果がある。等、教育活動上に有利な点が多いと考えている。 一方、天然芝は養生期間が必要で教育活動の出来ない期間が生じてしまう。人工芝のメリット、デメリットや環境への負荷も踏まえ今後検討していく。
11	災害時、人工芝は火を使いにくいのではないか。	災害時には人工芝が傷むことよりも、当然に避難所の活動を優先する。人工芝の上に防炎シートを敷いて使用することを想定している。
12	子どもが野球をしている。人工芝だと固いため、部活動時に足を痛めやすい。環境への負荷も踏まえ長い目で見て、人工芝が本当にいいのか検討してほしい。	人工芝先行導入校の野球部ではトレーニングシューズを使用している。 野球部のほか、小学校では少年野球チームが活動しているところもあるが、足を痛めやすい等の話は特に聞いていない。 区としては、環境負荷が少ない充填剤が不要のノンフィルタイプのもので、クッション性が高い人工芝の導入を想定している。 また、人工芝の導入は、一足制と併せて考えている。これにより、下駄箱スペースが不要となり、生徒が滞留することなく、その分のスペースを教育活動スペースに充てられるというメリットがある。
13	工事は何時から何時まで実施するのか。工事車両の動線はどうなっているのか。工事のことについて、いつ説明があるのか。	工事車両動線についての具体的なことは、今後の設計作業の中で検討していく。 区内の改築工事の例では、工事をする日は原則として土日祝を除く平日のみであり、時間帯は８時から１８時まで。状況により、９時開始にしていたこともある。 工事開始前に説明会を開催する予定である。

14	現校舎にはアスベストが使用されているのか。解体工事時、そのアスベストが飛散するのではないか。	現校舎は古いので、アスベストは使用されていると考えられるが、封じ込めており、現状、建物は安全に利用できる。 解体工事時は、法令等規制に則ってきちんと調査し適正な飛散防止措置をした上で作業することとされている。
15	代替校舎となる旧上高田小学校にはいつから通うことになるのか。年度当初からとの認識でよいか。通学に特化した保護者説明会を開催すべきだ。	旧上高田小学校の供用開始予定時期は令和８年４月からである。 通学方法や通学にかかる交通費負担のことなどに特化した保護者説明会の開催については、検討する。
16	代替校舎は旧上高田小学校になるとのことだが、旧上高田小学校の階層や設備についてのことも含めて生徒や保護者に対する説明会はあるのか。 改築工事を部分的に実施するなど、代替校舎に通うという負荷がかかる生徒達に配慮して、何か検討できることはないか。	旧上高田小学校は小学校仕様なので、男子トイレの小便器の高さや手洗い流しの高さなどを中学生用に改修する必要があると考えている。令和６年度に設計、令和７年度に改修工事を予定している。 施設の規模として、現第七中学校校舎と比べると延床面積は約 6,000 ㎡から約 13,000 ㎡になり、一定の教育活動のスペースは確保できている。校庭の広さは約 4,600 ㎡から約 3,800 ㎡になる。 分割して工事をする場合、工事期間が長くなり、生徒や近隣住民にも負担が増大することから、区としては、学校全体の改築工事を選択しているところである。
17	今後の改築に向けた進捗状況はどのように確認できるのか。意見、質問がどのように対応されたか確認できる機会はあるか。	主なものとして２つある。 一つは、改築推進委員会を通じて議論した内容を、区のホームページ等でご覧いただける。 もう一つは、基本設計の案が出来た段階で、説明会を開催する。現時点では、令和６年秋頃を予定している。
18	フェンスの設置等のことも含め、今後、近隣住民が意見を述べたり、質問する機会があるのか。	意見等については、今後の説明会の場でお聞きする。また、電話等でも質問をお受けしている。

別添 2

第七中学校新校舎等整備
基本構想・基本計画

令和 5 年(2023 年) 11月

中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

目次

第1章　第七中学校新校舎等の整備について
1-1 新校舎整備のスケジュール……1
1-2 学級数の推移想定……2

第2章　計画地周辺と既存校舎に関する状況
2-1 敷地の現状……3
2-2 建築条件等……5

第3章　新校舎等整備の基本的な考え方
3-1 新校舎等整備にあたっての基本計画等……6
3-2 新校舎等の整備にあたっての基本方針……8
3-3 新校舎等の整備にあたっての具体的事項……8

第4章　全体施設計画
4-1 施設規模の整理……10
4-2 各種計画……12
4-3 配置計画……14
4-4 平面・断面計画……15

第5章　今後の留意事項
5-1 配置計画について……19
5-2 平面計画について……19
5-3 構造計画について……19
5-4 設備計画について……20
5-5 環境計画について……20

第1章 第七中学校新校舎等の整備について

1-1 新校舎整備のスケジュール

第七中学校は「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」等に基づき、令和小学校跡施設（旧上高田小学校）（以下、旧上高田小学校という。）を工事期間中の代替校舎として使用し、現在と同じ敷地に新校舎を整備する計画としている。

第七中学校新校舎等の整備スケジュールは以下のとおりである。

■新校舎等の整備スケジュール（想定）

2023 年度（令和 5 年度）	2024 年度（令和 6 年度）	2025 年度（令和 7 年度）	2026 年度（令和 8 年度）	2027 年度（令和 9 年度）	2028 年度（令和 10 年度）	2029 年度（令和 11 年度）
現在の校舎に通学			旧上高田小学校の校舎に通学			新校舎に通学
基本構想 基本計画	基本設計・実施設計			改築整備		新校舎 供用開始

※今後スケジュールの変更が生じる可能性がある。

■第七中学校の通学区域

※赤色ラインは第七中学校の学区域を示す。

1-2 学級数の推移想定

新校舎の供用開始を予定している2029年度の学級数は11学級になると推計している。区では子育て支援を推進しており、今後生徒の増加も想定されることから、新校舎においては、全学年4学級に加えて普通教室と同様の設えの学習室を整備する。生徒数が増えた場合には学習室を普通教室へ転用し、各学年5学級に対応できるよう整備する。

■第七中学校の生徒数及び学級数の推計表

年度	2024年度（令和6年度）		2025年度（令和7年度）		2026年度（令和8年度）		2027年度（令和9年度）		2028年度（令和10年度）		2029年度（令和11年度）	
学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	109	4	131	4	117	4	108	4	128	4	124	4
2	111	3	111	3	133	4	119	3	110	3	130	4
3	119	3	113	3	113	3	136	4	121	4	112	3
計	339	10	355	10	363	11	363	11	359	11	366	11

※第1学年は35人学級、第2、第3学年は40人学級編成基準に基づく。

（参考）現在の第七中学校の生徒数及び学級数

年度	2023年5月	
学年	生徒数	学級数
1	109	3
2	117	3
3	99	3
計	325	9

第2章 計画地周辺と既存校舎に関する状況

2-1 敷地の現状

①西側道路(給食門前)

②西側道路(正門前)

③西側道路(屋内運動場前)

④南側道路

⑤南側道路（プール前）

⑥東側道路（プール前）

⑦東側道路（中央付近）

⑧北側道路（東側）

⑨北側道路（中央付近）

⑩北側道路（西側）

2-2 建築条件等

■敷地の概要

項目	内容		
所在地	東京都中野区江古田 2-9-11		
前面道路	【北】区道 34-620-2 / 隣地境界 幅員:4.0m(第 1 項第 1 号道路)		
	【南】都道 440 号線(新青梅街道)落合・井草線 幅員:15.00m(第 1 項第 1 号道路)		
	【東】区道 34-610-1 幅員:6.00m(第 1 項第 1 号道路)		
	【西】区道 34-630 幅員:6.00m(第 1 項第 1 号道路)		
敷地面積	9,462.58 ㎡		
範囲	都道から 20m まで	都道から 20m～40m	都道から 40m 以北
日影規制	4.0h-2.5h / 6.5m	5.0h-3.0h/1.5m	4.0h-2.5h/1.5m
用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	
防火指定	防火	準防火	
容積率	300%	150%	
建ぺい率	80%	60%	
高度地区	第三種高度地区 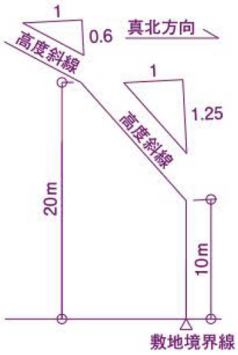 	第一種高度地区 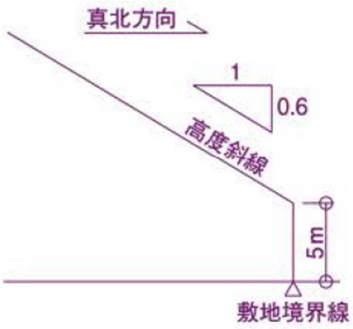 	
最低限高度地区	-	-	
道路斜線	適用距離:20m+勾配:1.5	適用距離:20m+勾配:1.25	
隣地斜線	立上り:31m+勾配:2.5	-	
北側斜線	-	立上り:5m+勾配 1.25	

第3章 新校舎等整備の基本的な考え方

3-1 新校舎等整備にあたっての基本計画等

■中野区基本構想（令和 3 年（2021 年）3 月改定）
- 社会の変化に対応した質の高い教育を実現します
- 子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくります

■中野区基本計画（令和 3 年（2021 年）9 月策定）
- 発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実（特別支援教室における巡回指導）
- 特色のある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進（各学校における特色ある教育、地域と学校の連携・協働体制の整備）
- これからの学びに対応した学校教育環境の整備（学校施設の改築・改修、GIGA スクール構想等に対応した ICT 環境の整備）

■中野区教育ビジョン（第 3 次）（平成 29 年（2017 年）5 月策定）
＜教育理念＞
「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」
- 子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身に付けている
- 一人ひとりが自立し、地域社会の一員として、生きがいをもって生活をしている

■中野区立小中学校施設整備計画（改定版）（令和 3 年（2021 年）10 月策定）

■新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）（令和 4 年（2022 年）3 月）

■第七中学校の教育目標と基本方針（令和５年度）

＜教育目標＞

「すすんで学ぶ人になろう」

・ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、生徒自らがすすんで学ぼうとする態度を育てる

「心ゆたかな人になろう」

・ 思いやりの心や社会生活のルールを身に付けさせ、人間性豊かな人格を育む

「社会につくす人になろう」

・ 勤労と責任を重んじ自らが平和で豊かな社会をつくり出す一員となる自覚と態度を育てる

＜基本方針＞

「学び、知識を得ることによって豊かな人生を拓く」

「人と人とのコミュニケーションが人として成長させる」

「何事にも積極的に取り組める健康な心と体をもつ」

3-2 新校舎等の整備にあたっての基本方針

以下の5項目を基本方針として新校舎等の整備を進めていく。

① 多様な学習内容・学習形態に対応する教育環境
② 新たな展開・多様な展開ができる学習空間
③ 地域活動の拠点となる地域に開かれた施設の整備
④ 兼用化とコンパクト化により効率的・効果的な学校をつくる
⑤ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

3-3 新校舎等の整備にあたっての具体的事項

新校舎等の整備にあたっての基本方針に関する具体的な対応は、以下のとおりとする。

① 多様な学習内容・学習形態に対応する教育環境

- 教育方法の変化に対応する柔軟・可変性のある空間構成とする。(移動式ロッカー、ゆとりのある教室前廊下、オープンスペースの設置)
- 新入生・学級数のばらつき、将来の生徒数の増加に柔軟に対応可能な教室構成とする。
- 学級単位での学習のほか、チームティーチングによる学習、少人数指導、グループ学習等、多様な学習形態に対応できる施設とする。
- 校舎や校庭を一体的に使用していく新たな教育環境として、上履きを使用しない「一足制」での運用による校舎を整備していく。一足制のメリットを生かし、教室から校庭までのスムーズな動線を実現する。

② 新たな展開・多様な展開ができる学習空間

- アクティブラーニングや ICT 活用など、社会に開かれ、多様化し高度化するこれからの教育のための学習環境をつくる。
- 環境教育の充実を図るとともに、ヒートアイランド現象等の環境問題に対応をするため、施設の緑化等のほか、自然エネルギーを活用した省エネ・省資源型の施設づくりを行う。
- 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、改築の経費や後年度管理のしやすい施設づくりを行う。

③ 地域活動の拠点となる地域に開かれた施設の整備

- 第七中学校は学区の中心に位置しており、地域の拠点として区民や子どもたちが利用しやすい、親しみの持てる施設をつくる。
- セキュリティに配慮しつつ地域に開かれた施設をつくる。
- 校庭・屋内運動場等については、学校の授業や部活動などがない時間に、地域の方々が快適に利用できるよう、地域開放を考慮した配置を行う。
- 地域の方々と連携がしやすいように地域連携室や PTA 室等の諸室の配置を検討する。

④ 兼用化とコンパクト化により効率的・効果的な学校をつくる

- 敷地および敷地に係る法令条件を可能な限り活用して、校庭をできるだけ広く確保する。校舎は平面をコンパクト化する。
- 少人数指導教室として授業中使用する部屋を、放課後は生徒の学習室として勉強や部活動の場としても活用するなど、限られた諸室を工夫して使用できるようにする。
- 図書室とコンピュータ室を一体的にも利用できるように整備し、「学ぶ」・「調べる」・「伝える」といった学習が効率的・効果的に行えるようにする。
- 会議室と多目的室を一体的に利用できるように整備し、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能的なスペースとしても活用できる施設とする。

⑤ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- 衛生的な環境整備を行う。（体育館の空調、自然換気等による感染症対策、自動洗浄などの非接触化）
- 校庭、屋内運動場を中心とした学校開放を踏まえ、生徒の学校生活の安心・安全を十分に確保したうえで子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの考え方による施設づくりを行う。
- 不審者の侵入防止や、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- 通学区域における生徒推計値のほか、近隣道路の交通量や生徒の登下校時の混雑等を配慮した通学門を整備していく。
- 近隣の民家に対して、防音対策や視線対策を行うなど、周辺環境にも配慮のうえ整備していく。
- 災害時には屋内運動場等が有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備する。
- 校舎・屋内運動場の耐震性能を確保する。
- 「人の目」による見守りができるように事務室や職員室、管理員室等の諸室の配置を検討する。

第4章 全体施設計画

4-1 施設規模の整理

種類	室名	規模（コマ）	室数	合計（コマ）	1室規模（㎡）	合計（㎡）	備考
普通教室	普通教室	1.00	12	12	72	864	
	学習室 兼 少人数教室	1.00	3	3	72	216	
特別教室	特別支援教室	1.00	1	1	72	72	
	特別支援学級（小教室）	0.50	3	1.5	36	108	
	特別支援学級（プレイルーム）	1.50	1	1.5	108	108	
	特別支援学級準備室	0.50	1	0.5	36	36	
	理科室1	1.50	1	1.5	108	108	
	理科室2	1.00	1	1	72	72	
	理科準備室	0.50	1	0.5	36	36	
	音楽室1	1.50	1	1.5	108	108	
	音楽室2	1.00	1	1	72	72	
	音楽準備室	1.00	1	1	72	72	
	美術室	1.50	1	1.5	108	108	
	美術準備室	0.50	1	0.5	36	36	
	技術室	2.00	1	2	144	144	
	技術準備室	0.50	1	0.5	36	36	
	家庭科室	2.00	1	2	144	144	
	家庭科準備室	0.50	1	0.5	36	36	
	学習メディアセンター	2.00	1	2	144	144	図書室
		0.50	1	0.5	36	36	図書準備室
		1.50	1	1.5	108	108	コンピュータ室
	多目的室 1	1.50	1	1.5	108	108	
	多目的室 2	1.00	1	1	72	72	
	多目的室 3	3.50	1	3.5	252	252	
	和室	1.00	1	1	72	72	

種類	室名	規模（コマ）	室数	合計（コマ）	１室規模（㎡）	合計（㎡）	備考
管理諸室	職員室	3.00	1	3	216	216	
	校長室	1.00	1	1	72	72	
	事務室	0.50	1	0.5	36	36	
	施設管理室	0.50	1	0.5	36	36	
	管理員倉庫	0.25	1	0.25	18	18	
	保健室	1.00	1	1	72	72	
	教育相談室	0.50	1	0.5	36	36	
	進路指導室	0.50	1	0.5	36	36	
	印刷室	0.50	1	0.5	36	36	
	倉庫･教材室	0.50	4	2	36	144	教材室:3～5 階 倉庫:6 階
	教職員更衣室	0.50	2	1	36	72	
	放送室	0.50	1	0.5	36	36	
	会議室	1.00	1	1	72	72	
	地域連携室	0.50	1	0.5	36	36	
	職員･来客トイレ	0.25	2	0.5	18	36	2 階
	生徒用更衣室	0.50	3	1.5	36	108	
	生徒会室	0.50	1	0.5	36	36	
	PTA 室	0.50	1	0.5	36	36	
給食室	給食室	5.50	1	5.5	396	396	
	配膳室	0.50	4	2.0	36	144	
運動施設	屋内運動場		1			950	
	プール関係諸室	2.50	1	2.5	180	180	
その他	エントランス	1.50	1	1.5	108	108	
	備蓄倉庫	1.00	1	1	72	72	
小計						6,152	
その他共用	廊下、階段、トイレ、PS、外部倉庫等					3,418	小計の 30％＋調整分
合計						9,570	

※普通教室1教室（72㎡）を1コマとする。
※今後設計作業の中で、更に検討していく。

4-2 各種計画

各種計画概要は、新校舎等整備の基本的な考え方に基づき、以下に整理する。

①配置計画

- 校舎棟は敷地の南側に配置し、十分な日照、採光、通風を確保できるように配置する。
- 近隣商業地域に校舎を配置するため、校舎をコンパクトかつ高層化する。
- 校庭は、トラック120m程度、直線 50m程度を確保する。また、水はけの良い校庭（人工芝）とする。
- プール（4コース）は、消防水利としての活用を想定する他、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、校舎の屋上に配置する。
- セキュリティ確保のため、地域開放を行う「屋内運動場」の近くに地域開放用の入口を設け、管理員室により地域開放の出入りを管理する。
- 給食室は、搬出入車に対する生徒の安全を確保できるよう、生徒入口とは別に搬出入口を設ける。

②平面計画

- 1･2階に管理諸室、3～6階の中層･上層階に普通教室と特別教室を配置する。
- 音楽室、技術室は、十分な防音対策を図るなど、遮音等に配慮のうえ配置する。
- 特別支援教室は、落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう配慮のうえ、職員が迅速に対応できるように特別支援学級の職員のための準備室を近接して配置する。
- 職員室･校長室は各学年の管理のしやすさや、校庭への見渡しに配慮し、校庭に面した低層階に配置する。
- 保健室は校庭との連絡が良く、救急車両が近接しやすい1階に配置する。
- 教育相談室は保健室と近接して配置する。
- 放送室は校庭への見渡しに配慮し、校庭に面して配置する。
- 衛生面に配慮のうえ、各教室への給食の配膳が行えるよう、給食室･配膳室を配置する。
- 備蓄倉庫は屋内運動場での利用を想定し、近接して配置する。

③構造計画

・「構造設計指針・同解説（令和4年4月　東京都財務局）」で規定される、施設の分類を【分類Ⅱ】とし、用途係数 1.25 を確保することにより、学校として必要な耐震安全性を確保する計画とする。

④設備計画

・ 安全性、信頼性、快適性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
・ 省エネルギーや環境に配慮した計画とする。
・ 建物内の環境を衛生的に保持すると共に、利便性・防災性に留意した給排水衛生設備を計画する。
・ 空調設備は、各教室のほか屋内運動場に導入するとともに、十分な換気性能を備えたものとする。
・ 屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮した機器を採用する。

⑤環境計画

・ 太陽光発電装置の設置や木材を積極的に利用する等、SDGs（持続可能な開発目標）を考慮した計画とする。
・ 校内の緑化スペースは、花壇での栽培・観察・調査や、ビオトープでの水耕栽培や生態系の観察など環境学習にも寄与できる計画とする。

※今後設計作業の中で、更に検討していく。

4-3 配置計画

公共施設のエントランス整備

地域開放する屋内運動場のエントランスは、生徒の動線と分離するとともに単独利用が可能な専用出入口とする。

豊かな緑地の整備

既存の校舎配置から大きく変更する計画となっているが、樹木調査の結果をもとに移植できるものは移植するなど、既存の樹木をできる限り残す計画とする。

動線・セキュリティ計画

生徒用の通学門は敷地の東側に正門を設ける。
地域開放の出入口は敷地の西側に設けることで生徒の動線と分離する。
駐車場と給食搬出入口を敷地の西側に設けることで車両と生徒の動線を分離する。

防災計画

屋内運動場との連携を意識して、屋内運動場の周囲に防災倉庫や備蓄倉庫、マンホールトイレを設置し避難所機能の充実を図る。

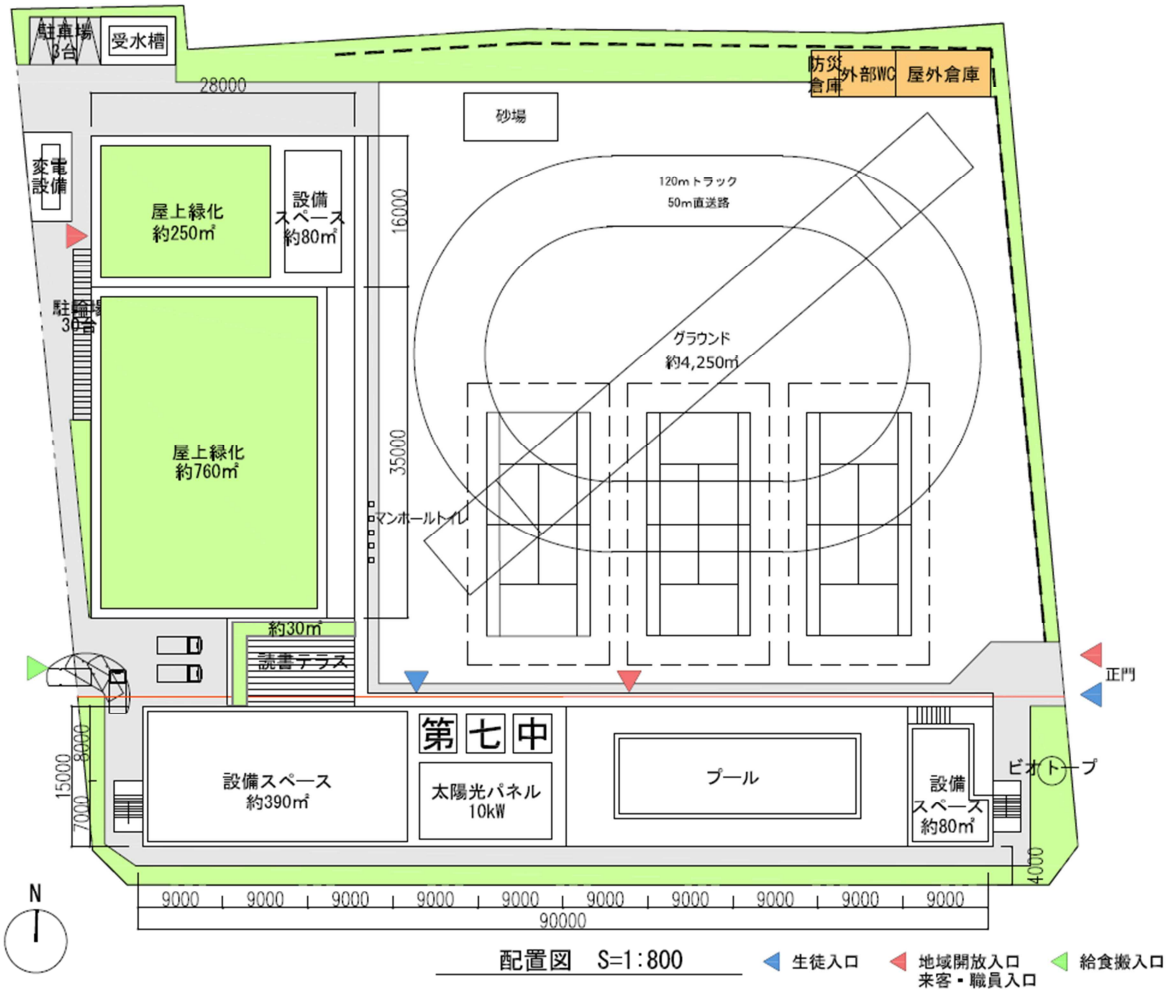

※今後設計作業の中で、更に検討していく。

4-4 平面・断面計画

階数	地上 6 階建て
建築面積	約 3,030 ㎡
延べ面積	約 9,570 ㎡
校庭面積	約 4,250 ㎡
校舎棟階高	約 3.52m
敷地出入口	通学門：東側 地域開放：西側 給食搬出入：西側

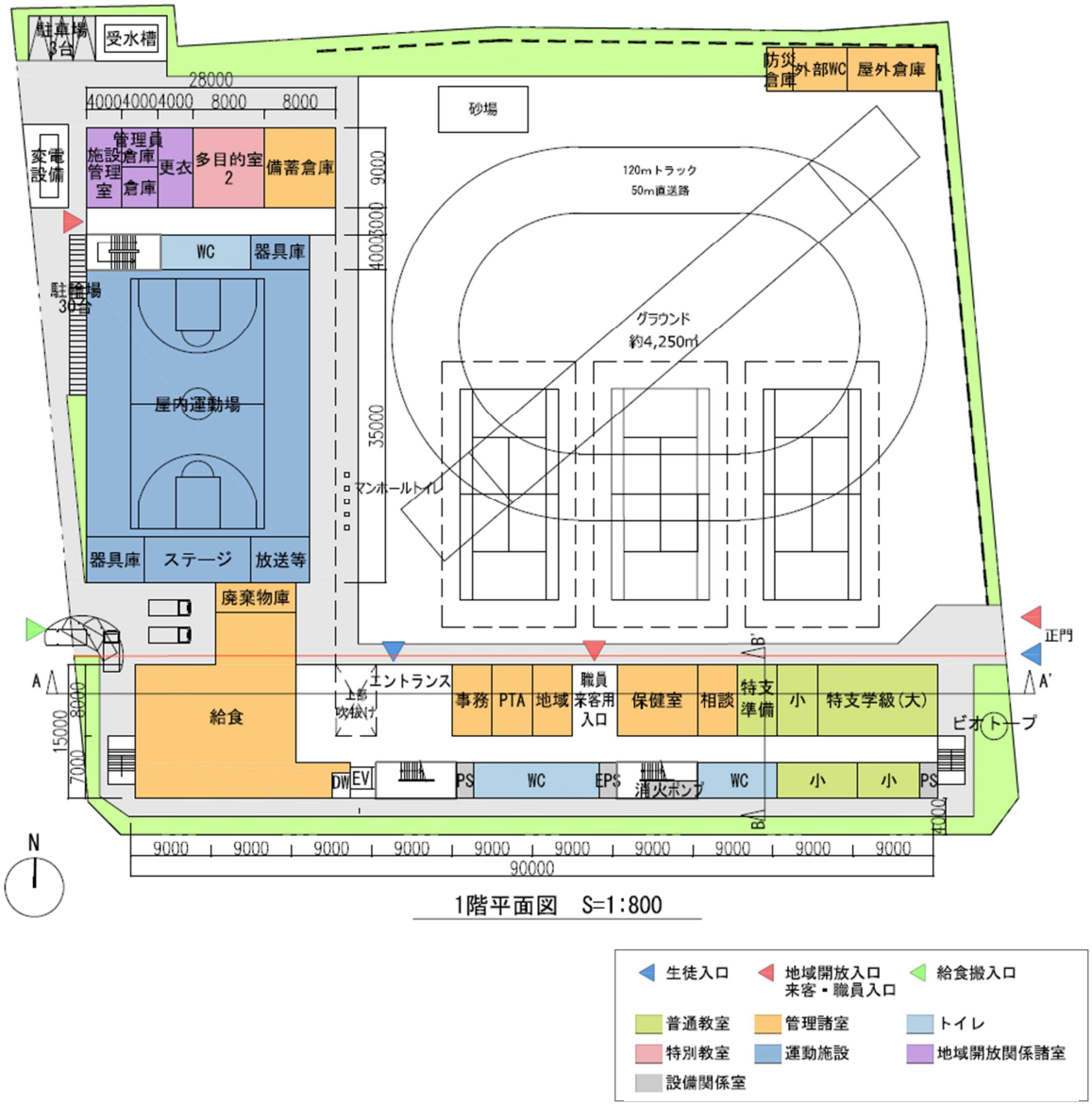

※今後設計作業の中で、更に検討していく。

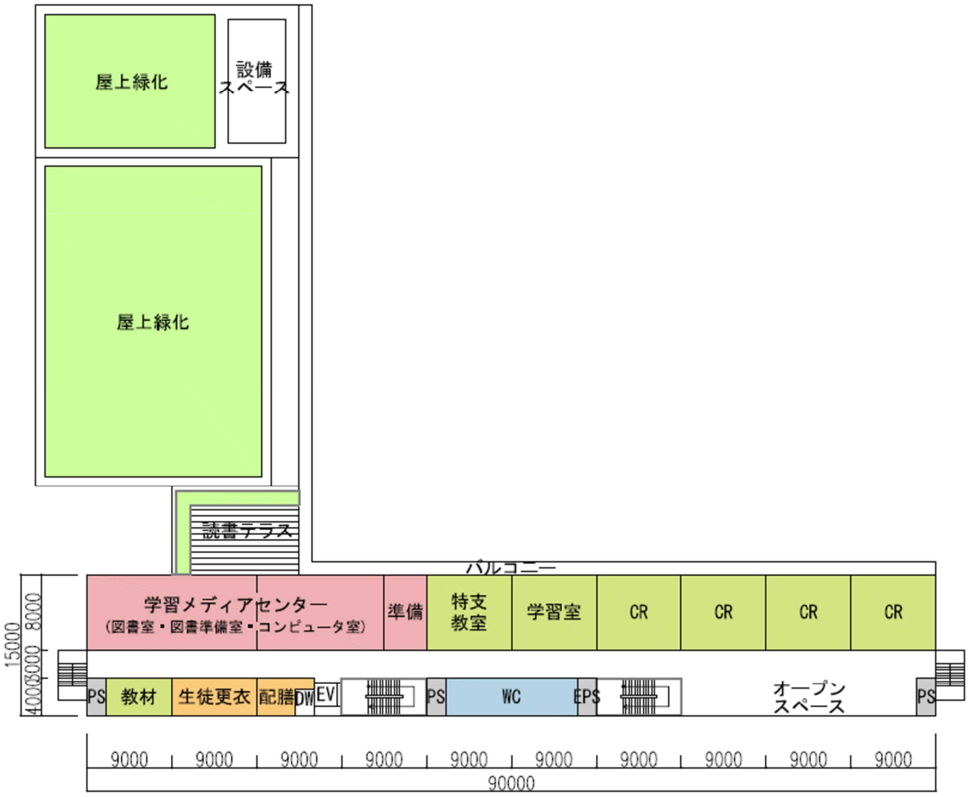

3階平面図　S=1:800

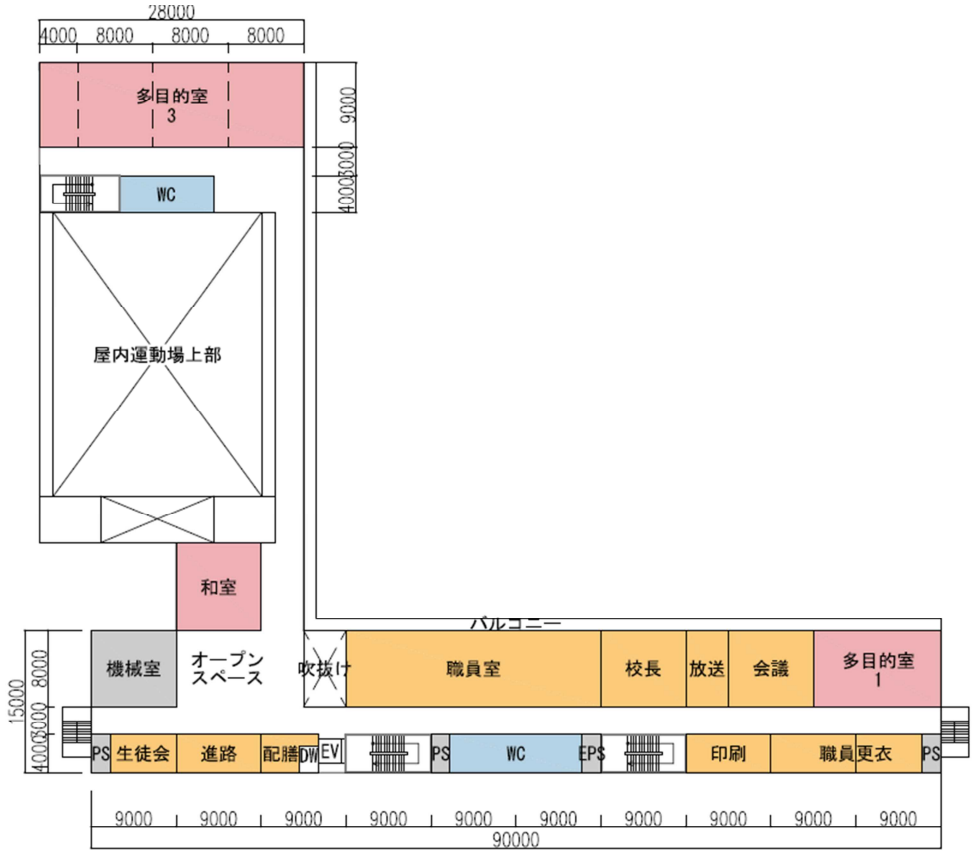

2階平面図　S=1:800

※今後設計作業の中で、更に検討していく。

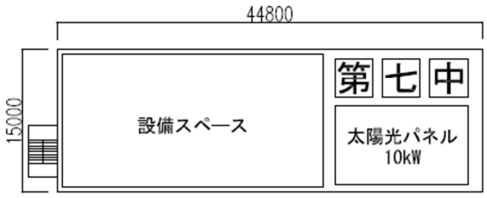

R階平面図　S=1:800

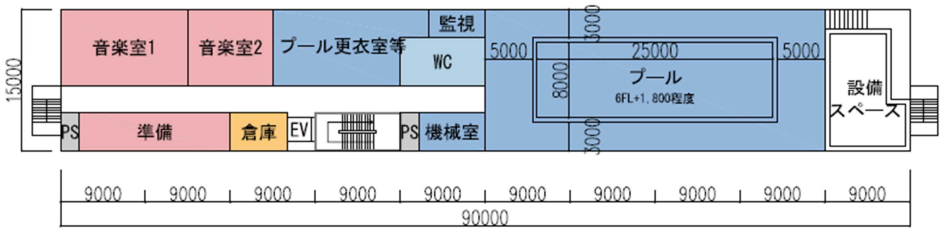

6階平面図　S=1:800

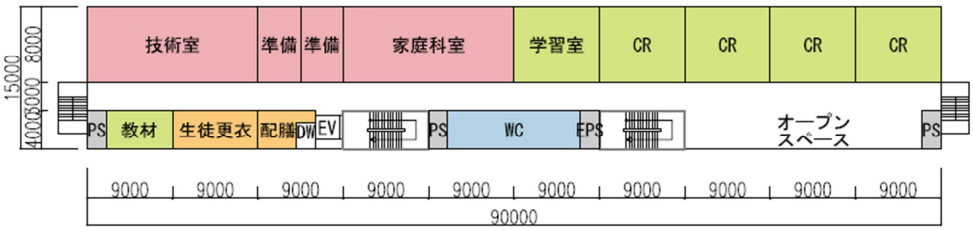

5階平面図　S=1:800

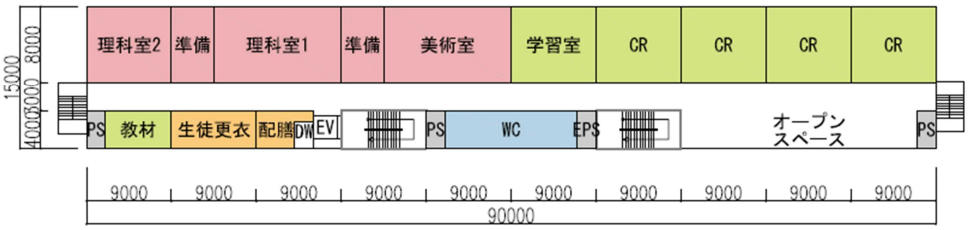

4階平面図　S=1:800

※今後設計作業の中で、更に検討していく。

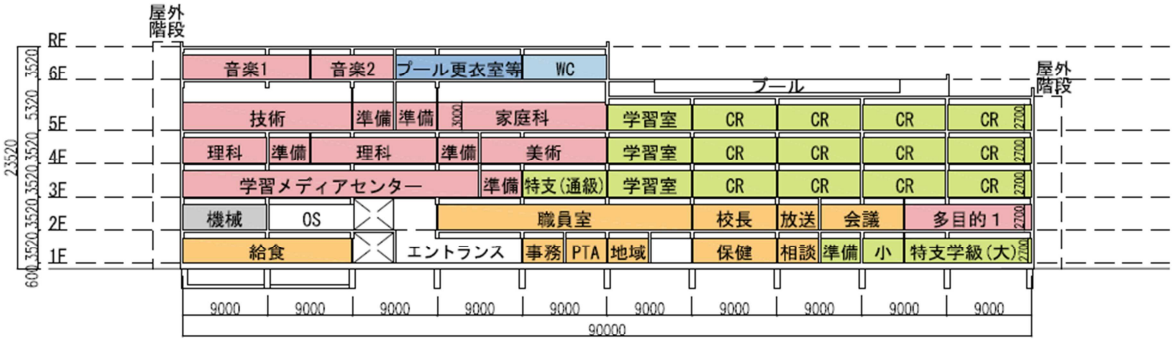

A-A' 断面図　S=1:800

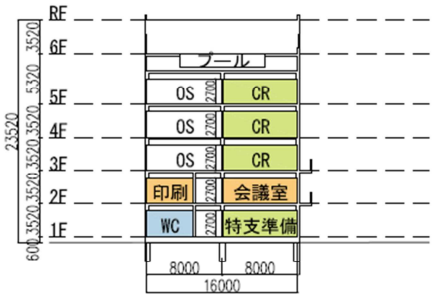

B-B' 断面図　S=1:800

※今後設計作業の中で、更に検討していく。

第5章 今後の留意事項

5-1 配置計画について

- 施設の管理運営の方法を整理し、より良い環境となるよう諸室の配置や駐輪場の設置場所等を引き続き検討する。
- 外構計画において、必要となる植栽等の整理をする。
- 植栽計画において、生徒にとって豊かな生活環境となる植栽等の検討を行う。
- 日影規制、斜線制限を詳細に検討し、近隣にも配慮した上で計画する。
- 住宅と近接している箇所については、騒音対策や視線対策を引き続き検討する。

5-2 平面計画について

- 特別支援学級の生徒と通常学級の生徒の交流が自然に生まれるよう動線計画等について、更なる検討をしていく。
- 多目的室の運用・設えについては引き続き検討する。
- 諸室に必要とされるもの（仕上げ・備品・設備）について学校などにヒアリングを行い整理する。
- 建築基準法における単体規定（避難経路、階段設置、居室となる教室の整理、防火区画等の技術的な基準・規定）を整理し、計画に反映させる。
- 生徒にとって豊かな教育環境となるよう、ゆとりの空間や多目的スペース、異学年交流が行えるスペースの更なる確保について検討する。
- 災害時の想定に基づいた避難所機能の整理を行う。
- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、だれもが使いやすいよう配慮した施設整備を引き続き検討する。
- 一足制のメリットを活かした施設整備を引き続き検討する。
- 一足制の運用を踏まえ、下足利用に適した床材について引き続き検討する。
- 校庭の整備にあたっては、生徒の使用実態を踏まえたうえで、メンテナンス方法や維持管理コストなども考慮のもと、舗装材を検討する。
- 新青梅街道側の校舎に、垂れ幕を設置することができるように設えを検討する。
- 屋上プールの整備にあたっては、周囲からの視線対策や直射日光を避けるための工夫を検討する。
- 敷地境界位置と建物位置が近接している箇所において詳細検討を行う。

5-3 構造計画について

- 上部構造については、建物形状や柱スパン、工期・経済性等を勘案した上で、最適な構造種別・架構計画の選定を行う。
- 本建物の基礎・地業形式は、杭基礎又は柱状改良を用いた地盤改良が必要になることが想定されるが、基本設計段階等において地盤調査を実施し、液状化や圧密沈下等の地盤性状を適切に勘案した上で、最適な基礎形式の選定を行う。

5-4 設備計画について

- 受変電設備の容量、仕様は適切に検討を行い、配置を計画する。
- 諸室の電気設備（照明、放送、電話、テレビ、インターネット、監視カメラ、防災等）について検討する。
- 給排水衛生設備、空調換気設備、雨水排水設備は適切に計画を行う。
- 機器更新、メンテナンスを考慮した機器の選定と配置計画を行う。また、必要なスペース（PS、EPS、機械室、電気室）を検討し、平面に反映させる。
- 空調機器、厨房給排気ファン等について、近隣騒音・臭気対策を考慮し計画を行う。
- 避難所機能を備えるために必要な設備について検討を行う。
- 高効率の機器を選定し、省エネ及びランニングコストの低減化を図る計画とする。
- 地域開放を想定した諸室の管理運営方法を整理し、運営時間の違い等を考慮した設備計画を作成する。

5-5 環境計画について

- 環境負荷低減・省エネルギー化を目指した建物仕様・設備選定を行う。
- 太陽光発電装置の設置や木材の積極的利用の他にも、SDGs（持続可能な開発目標）の推進につながる施設整備を引き続き検討する。

※今後設計作業の中で、更に検討していく。